

別紙 1 : 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は千葉県銚子市に存する銚子漁港（特定第三種漁港）の図 1 に示す範囲であり、浚渫土厚は、添付資料 1 「2.2 浚渫により発生する水底土砂の土量」で示すように、最大で 2.4m である。

浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための土砂試料採取位置は図 1 のとおりで、表層および表層から 1m 下層の 2 層の採取を行った。

図 1 に示す浚渫箇所において、上記に示した土砂試料採取位置地点以外で過去の COD 分析結果を用いて統計的に有意に変動しているか否かを判断するための補足調査を実施し、結果変動していると判断する値は確認されなかった。詳細については添付資料 2、「1.2」(2) 浚渫区域の底質(補足調査)において示す。

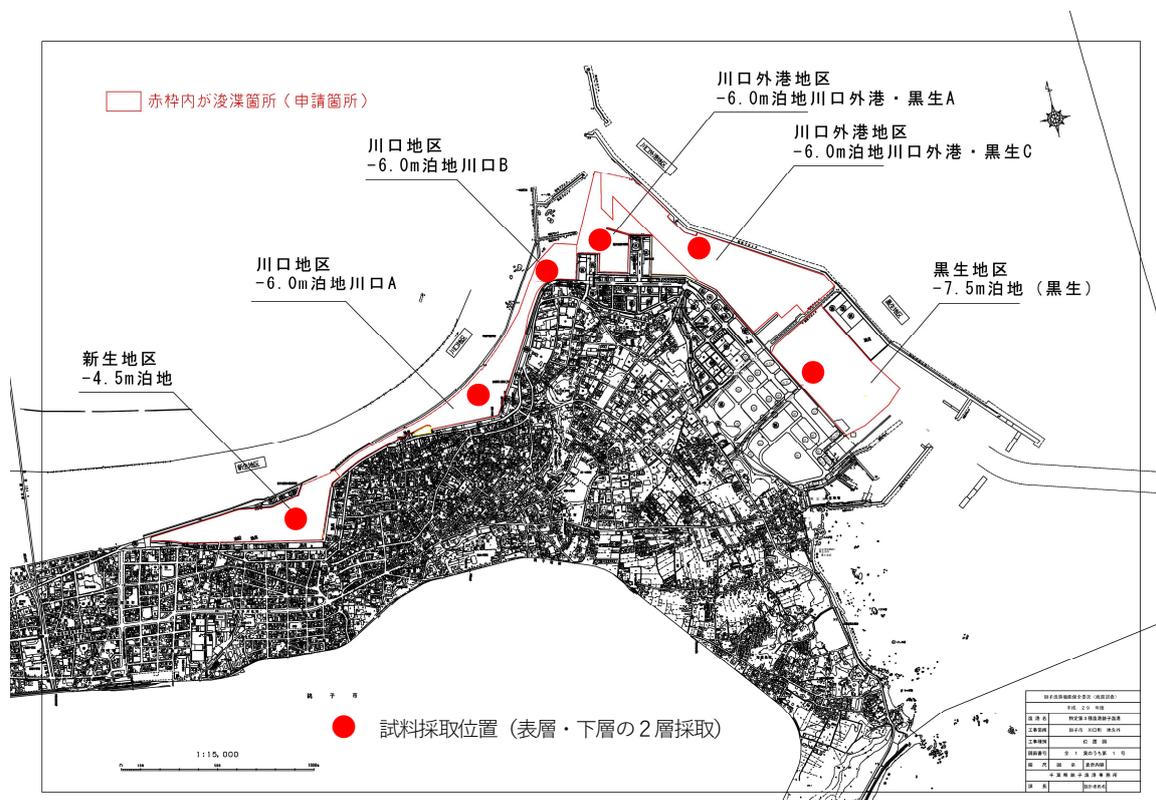


図 1 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

(2) 政令で定める基準への適合状況

銚子漁港内の水底土砂は、河川及び外洋から流入し、各地区に堆積する。銚子漁港内の浚渫は、地区単位で行われることから、各地区（-4.5m 泊地（^{あらおい}新生地区）、-6.0m 泊地川口 A・B（川口地区）、-6.0m 泊地川口外港・^{くろはい}黒生 A・C（川口外港・黒生地区）、-7.5m 泊地（黒生地区））に対して代表点としてそれぞれ 1 地点、計 6 地点設定した。

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、試料採取を行った地点を図 1 に、分析結果を表 1 に示す。なお、-4.5m 泊地（^{あらおい}新生地区）、-6.0m 泊地川口 A・B（川口地区）は平成 28 年 10 月 3 日に、-6.0m 泊地川口外港・^{くろはい}黒生 A・C（川口外港・黒生地区）は平成 28 年 12 月 4 日に、-7.5m 泊地（黒生地区）は平成 27 年 10 月 26 日に試料採取を行った。

表 1 の結果より、すべての項目について判定基準を下回っている。したがって、浚渫により発生する土砂は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 法律第 136 号）」第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

表 1_① 「水底土砂に係る判定基準」への適合状況（表層）

項目	判定基準*	-4.5m 泊地 (新生)		-6.0m 泊地 (川口A)		-6.0m 泊地 (川口B)		-6.0m 泊地 (川口外港・黒生A)		-6.0m 泊地 (川口外港・黒生C)		-7.5m 泊地 (黒生)	
		分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
カドミウム又はその化合物	0.1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
鉛又はその化合物	0.1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
有機リン化合物	1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ひ素又はその化合物	0.1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
シアン化合物	1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
PCB	0.003 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
銅又はその化合物	3mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
亜鉛又はその化合物	2mg/L 以下	検出せず	○	0.08	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ふっ化物	15mg/L 以下	0.4	○	0.4	○	0.4	○	検出せず	○	1.2	○	0.16	○
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ベリリウム又はその化合物	2.5mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
クロム又はその化合物	2mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ニッケル又はその化合物	1.2mg/L 以下	検出せず	○	0.01	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
バナジウム又はその化合物	1.5mg/L 以下	0.03	○	0.05	○	0.03	○	0.01	○	0.01	○	検出せず	○
有機塩素化合物	40mg/kg 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
チウラム	0.06mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
シマジン	0.03mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ベンゼン	0.1mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
セレン又はその化合物	0.1mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	0.30	○	0.32	○	0.10	○	0.0036	○	0	○	0.0084	○

注) 1. 試料採取日は平成 28 年 10 月 3 日 (-4.5m 泊地 (新生)、-6.0m 泊地 (川口A)、-6.0m 泊地 (川口B))、平成 28 年 12 月 4 日 (-6.0m 泊地 (川口外港・黒生A)、-6.0m 泊地 (川口外港・黒生C))、平成 27 年 10 月 26 日 (-7.5m 泊地 (黒生)) である。
 2. 判定基準*は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年総理府令第 6 号) に示された判定基準である。

表 1_② 「水底土砂に係る判定基準」への適合状況（下層）

項目	判定基準*	-4.5m 泊地 (新生)		-6.0m 泊地 (川口 A)		-6.0m 泊地 (川口 B)		-6.0m 泊地 (川口外港・黒生 A)		-6.0m 泊地 (川口外港・黒生 C)		-7.5m 泊地 (黒生)	
		分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況	分析結果	適合 状況
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
カドミウム又はその化合物	0.1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
鉛又はその化合物	0.1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
有機燐化合物	1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ひ素又はその化合物	0.1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	0.006	○
シアン化合物	1 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
PCB	0.003 mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
銅又はその化合物	3mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
亜鉛又はその化合物	2mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ふっ化物	15mg/L 以下	0.5	○	0.6	○	0.5	○	検出せず	○	検出せず	○	0.19	○
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ベリリウム又はその化合物	2.5mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
クロム又はその化合物	2mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ニッケル又はその化合物	1.2mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
バナジウム又はその化合物	1.5mg/L 以下	0.10	○	0.02	○	0.03	○	検出せず	○	0.01	○	0.02	○
有機塩素化合物	40mg/kg 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	6	○	検出せず	○
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
チウラム	0.06mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
シマジン	0.03mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ベンゼン	0.1mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
セレン又はその化合物	0.1mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○	検出せず	○
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	0.85	○	0.21	○	0.50	○	0.0023	○	0.0018	○	0.023	○

注) 1. 試料採取日は平成 28 年 10 月 3 日 (-4.5m 泊地 (新生)、-6.0m 泊地 (川口 A)、-6.0m 泊地 (川口 B))、平成 28 年 12 月 4 日 (-6.0m 泊地 (川口外港・黒生 A)、-6.0m 泊地 (川口外港・黒生 C))、平成 27 年 10 月 26 日 (-7.5m 泊地 (黒生)) である。
 2. 判定基準*は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年総理府令第 6 号) に示された判定基準である。